

ユニバーサルサービス制度の見直しを含む 基盤整備等の推進について

令和2年3月4日

総務省
総合通信基盤局

ユニバーサルサービス制度の概要

- 1 NTT法において、NTT東西に対して、電話のサービスのあまねく日本全国における適切・公平・安定的な提供を義務付け。
- 1 電気通信事業法においても、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)として、固定電話、公衆電話、緊急通報を規定し、利用者保護等のための必要なルールを適用 (例:料金の事前届出制)。
- 1 条件不利地域においてNTT東西が電話網を維持するためのコスト(赤字の一部)を補填するため、その他の事業者に負担を求める制度(ユニバーサルサービス交付金制度)を設けている。

ユニバーサルサービスの対象

固定電話 (光IP電話を含む) 公衆電話 (第一種公衆電話) 緊急通報 (固定・公衆電話発)



ただし、携帯電話、ブロードバンドサービス、電子メール等は対象外。

ユニバーサルサービス交付金制度

負担事業者

固定事業者 携帯事業者



補
填

ユニバーサルサービス 提供事業者

NTT東日本
NTT西日本

負担額

2円/月・番号(1~6月)
(令和2年適用)

交付金

66億円
(令和2年適用)

- 1 現行制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保。
- 1 当面、固定加入電話は不可欠な役割を担うと想定されるが、人口減・過疎化等の社会構造変化に対応した効率化が課題。
- 1 Society 5.0時代を見据えれば、ブロードバンドが一層重要な役割を担うと想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備・維持の在り方が課題。

電話サービスの持続可能性の確保

当面の対応

- n NTT東西は電話の提供にあたり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進める。
- n 例外的な他者設備の利用にあたり、以下の要件を満たすことを確認するため、認可制を導入。
 - 他者設備の利用を認める範囲について総務省において基準を明確化(災害復旧の一時的利用にも留意)
 - 安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保 等

新たなサービスの利用可能性の確保

当面の対応

- n 地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等について、自治体に大きな財政的負担が生じていることも踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手を「公」から「民」へと移行を促すことも視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討。

中長期的対応

- n 国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するための制度の在り方について、以下の または の方向性のいずれが適当かも含め、専門的・集中的な検討を進める。
国民生活に「不可欠なサービス」を「ユニバーサルサービス」として指定する考え方を維持し、「ブロードバンドサービス」を対象に追加するための必要な見直しを行う。
現行制度を転換し、多様化するサービスの提供に「不可欠なアクセス網」を「ユニバーサルアクセス」として新たに法的に位置付け、これを適切・安定的に利用できる環境を確保する。

NTT東西によるユニバーサルサービス(あまねく電話)の提供における他者設備利用の導入等を内容とする、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」が令和2年2月28日に閣議決定され、第201回通常国会に提出。

法律案の概要

NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。

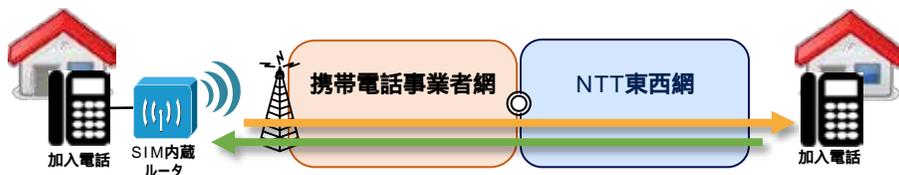
加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)

昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

NTT東西が、所要の要件 を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(無線設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。

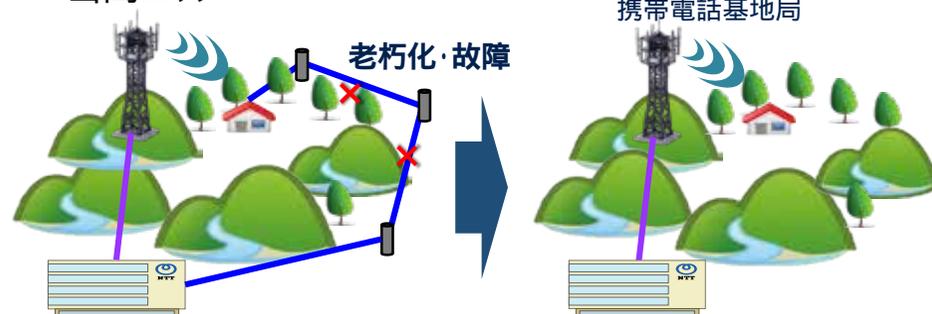
利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

ワイヤレス電話のイメージ



他者設備の利用イメージ(想定)

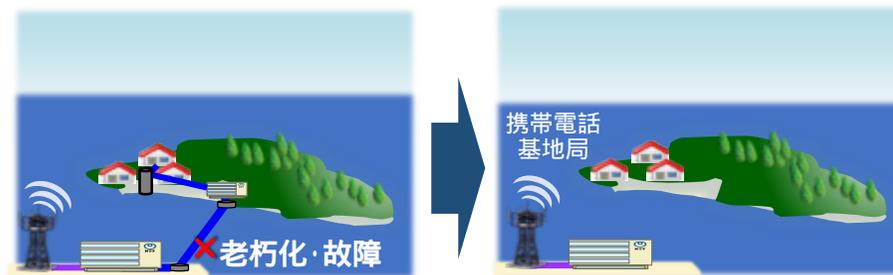
山間エリア



メタル回線による提供

携帯電話事業者の
基地局を活用した提供

離島エリア



メタル海底ケーブル等
による提供

携帯電話事業者の
基地局を活用した提供

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 名簿

主査	山内 弘隆	虻橋大学大学院 経営管理研究科 特任教授
主査代理	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
委員	森川 博之	東京大学大学院 工学系研究科 教授
専門委員	池田 千鶴	神戸大学大学院 法学研究科 教授
専門委員	石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
専門委員	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
専門委員	内田 真人	早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
専門委員	北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
専門委員	木村 たま代	主婦連合会 事務局長
専門委員	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
専門委員	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
専門委員	中尾 彰宏	東京大学大学院 情報学環 教授
専門委員	中村 修	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
専門委員	新美 育文	明治大学 名誉教授
専門委員	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
専門委員	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	吉川 尚宏	A.T.カーニー株式会社 パートナー

基盤整備等の在り方検討WG 名簿

主査	宍戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
主査代理	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
構成員	石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事
構成員	内田 真人	早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科 教授
構成員	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
構成員	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
構成員	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
構成員	森 亮二	英知法律事務所 弁護士